（自己資本費用）

第九条　法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

［２～４　略］

（利益対応税）

第十条　法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋当該法定機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

［２～４　略］

（接続料設定の原則）

第十一条　接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

［２～４　略］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一　第四条第二項第一号に掲げる部分　回線容量

二　第四条第二項第二号に掲げる部分　回線数

三　第四条第二項第三号に掲げる部分　ＳＩＭカードの枚数

２　第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

［一・二　略］

３　第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を前章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条　第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条　第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章　複数事業者による接続料設定

第十六条　二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該二以上の事業者は、当該全部又は一部の法定機能に係る接続料を算定する一の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定しなければならない。

（自己資本費用）

第九条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

［２～４　同上］

（利益対応税）

第十条　第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税＝（自己資本費用＋当該機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

［２～４　同上］

（接続料設定の原則）

第十一条　接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

［２～４　同上］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一　第四条第二項第一号　回線容量

二　第四条第二項第二号　回線数

三　第四条第二項第三号　ＳＩＭカードの枚数

２　第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

［一・二　同上］

３　第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条　第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条　第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

［新設］